

自転車の安全利用の促進

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車保険の加入は義務です

平成28年2月26日から「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車利用者に対して自転車保険の加入が義務となっています。

また、自転車の事故で加害者となり、高額な賠償金が生じることがあります。

自転車運転者講習制度

自転車運転中に、信号無視や酒酔い運転、安全に配慮しない運転などの危険な交通違反を3年間で2回以上した14歳以上には、都道府県公安委員会から交通事故防止のための講習を受けるように命令されます。命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

日頃から、安全な運転を心がけましょう。

市内の交通(人身)事故発生件数	発生件数(件)	前年対比(件)
	30	-15

市内の交通事故負傷者数	負傷者数(人)	前年対比(人)
軽傷者	33	-10
重傷者	1	-1
死者	0	0
合計	34	-11

市内の刑法犯認知件数	発生件数(件)	前年対比(件)
粗暴犯	6	3
窃盗犯	46	-5
知能犯	21	14
その他	8	-1
合計	81	11

統計:3月末現在

安全・安心メール登録受付中 ☎危機管理課 ☎(582)1119 FAX(583)5066

市では、市民の皆さまの携帯電話やパソコンに安全・安心メール(災害・気象・行政・地震・防犯情報)を配信しています。右の二次元コードを読み込むか、t-moriyama@sg-m.jpに空メールを送信することで登録できます。登録は無料ですので、ぜひご利用ください。



相談コーナー

相談無料・予約不要(一部を除く)

相談名	実施日	場所	問い合わせ
子どもなんでも相談	平日 午前8時30分～午後5時15分	市役所2階 子ども家庭センター	子ども家庭センター ☎(582)1112
生活支援 ひきこもり・市民相談		市役所1階 生活支援相談課	生活支援相談課 ☎(582)1161
就 労		市役所1階 生活支援相談課 (木曜日は地域総合センター)	商工観光課 ☎・☎(582)1131
消費生活・ 多重債務	平日 午前9時～午後4時	市役所1階 消費生活センター (生活支援相談課内)	消費生活センター ☎(582)1146 消費生活相談専用電話188(土・日曜日利用可)
行 政	5月14日(火)、24日(金) 午前9時30分～正午	市役所1階 相談室	市民協働課 ☎・☎(582)1148
子育て	5月2日(木)、16日(木)午前10時～正午	市立図書館 集会室2	地域子育て支援センター (カナリヤ保育園) ☎(583)5460
人 権	5月2日(木)、16日(木)午前9時～正午	市役所2階 相談室	人権政策課 ☎・☎(582)1116
女性の悩み★	5月10日(金)午前9時～正午 5月26日(日)午前9時～正午		
男性の悩み★	5月18日(土)午前9時～正午	地域総合センター2階 学習室2	
教 育★	平日 午前9時～午後5時	生涯学習・教育支援センター (エルセンター)3階	教育研究所 ☎(583)4237
住まい★	5月15日(水)午前9時30分～11時30分	市役所1階 相談室	建築課 ☎(582)1139

★印の相談は事前申込が必要です